

部外秘

大学管理の問題点

この『大学管理の問題点』は、すでに送付した諸資料に基づき、大学管理に関する問題点を整

理し、一応の解説をしたものであり、国立大学協会『大学の管理運営に関する中間報告（案）』

を各学部部局において検討される際の参考資料として、学部長会議において作成したものである。

目次

一 大学管理問題の経過	(一)
二 基本的問題	(二〇)
(1) 大学管理と大学の自治	(二〇)
(2) いわゆる法制化の問題	(二三)
(3) いわゆる大学差別化の問題	(二七)
三 個々の問題	(二九)
(1) 教員・学部長・学長の選考と任命	(二九)
(イ) 教員の選考	(二九)
(ロ) 学部長の選考	(三〇)
(ハ) 学長の選考	(三〇)
(二) 教員・学部長・学長の任命(いわゆる拒否権について)	(三二)
(2) 機関の構成と権限	(三三)
(イ) 教授会	(三三)
(ロ) 学部長	(三三)
(ハ) 評議会	(三三)

(二) 学長 (外) 副学長

(3) 中央機関 ..... (三六)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

政府は昭和二六年国立大学管理法案及び公立大学管理法案を国会に提出したが、いずれも審議未了となり、現在大学の管理運営については教育公務員特例法、学校教育法等の中に若干の規定がおかれ、また、評議会については文部省令で暫定的に簡単な規定がおかれているにすぎない（資料3所掲）。文部省は昭和三五年にいたり、中央教育審議会（中教審）を設け、これに大学教育の改善について諮問し、その一つとして大学の管理運営についての検討を委嘱した。国立大学協会においても、その第一常置委員会で大学の管理運営に関する問題を検討し、同委員会は昭和三六年一月一七日の中間報告案を作成した（資料2）。また、日本学術会議も昭和三七年五月一日、大学管理の具体案を具して総理大臣に対して勧告を行なった（資料3）。中教審は前述の諮問に応じ、その第一六特別委員会で審議中のところ、同委員会の原案と称せられるものが昭和三七年六月二一日の新聞紙上に掲載された（資料4）。この中教審の原案には、文部大臣・学長・学部長の権限を強化

し、教授会・評議会の権限を制限しようとする傾向が見られるが、昭和三十七年七月一日の参議院選挙にさいし、池田内閣が大学管理運営制度の改善をその政策の一つとして取り上げるに及び、この問題について大学関係者の関心が高まった。昭和三十七年六月二日国立大学協会はこの問題の早急な解決は不可であるという会長の談話を発表するとともに（資料5）、大学の管理運営に関する国立大学協会の意見を取りまとめて、中教審に具申することとなつた。そこで、国立大学協会では、その第一常置委員会において中間報告案を作成し、七月末各国立大学にその案を送付して、各国立大学の意見を求めたのち、九月中旬の総会で国立大学協会の意見を最終的に決定することになつた。中教審はその意見を聞いた上で慎重に審議することになつている。

なお、中教審の原案が新聞に掲載された以後、大学管理運営問題について、昭和三十七年七月六日の大学管理運営改善協議会の中間報告（資料7）がまとめられ、また、大学基準協会の意見書（資料8）をはじめ各方面から多くの意見が発表されている。

(1) 中央教育審議会（中教審）は文部省設置法により設けられた審議会であつて、「文部大臣の諮問に応じて、教育、學術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議する」ことをその任務とし、委員は二〇名以内であつて、内閣の承認を経て任命される。その所管は文部省調査局である。

中教審委員

- 天野 貞 祐（元文部大臣）
- 大 浜 信 泉（早大総長）
- 大 原 総 一 郎（倉敷レィヨン社長）
- 奥 井 復 太 郎（慶大教授）
- 和 達 清 夫（日本學術會議会長）
- 茅 誠 司（東大総長）
- 河 原 春 作（元文部次官）
- 木 下 一 雄（東京都教育委員会委員長）

- 桑原幹根（愛知県知事）
- 小林茂（千代田区立一橋中学校校長）
- 鈴木虎秋（港区立白金小学校）
- 高橋雄毅（読売新聞副社長）
- 波多野勤子（著述家）
- 細川潤一郎（麻布高校校長）
- 細川隆元（評論家）
- 松下正寿（立大総長）
- 森戸辰男（広島大学長）
- 諸井貫一（秩父セメント社長）
- 矢部貞治（拓大総長）
- 岩下富蔵（日比谷高校校長）

中教審第一六特別委員会委員

前記○印のほかに臨時委員として左の諸氏が加わる

(主査 森戸 辰男 副査 木下 一雄)

香川 冬夫 (愛媛大学長)

梶井 剛 (科学技術会議議長)

高坂 正顕 (東京学芸大学長)

清家 正 (都立工業短大学長)

日高 第四郎 (国際キリスト教大教授)

前田 陽一 (東大教授)

(2) 国立大学協会とは、「国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする」全国国立大学の団体である(構成員は国立大学である)。大学管理問題に対する意見書はその第一常置委員会小委員会にて起草され、第一常置委員会にて決定されたものが七月末各国立

大学に配付された。

第一常置委員会委員

- 平 沢 興 (京 大)
- 伊 藤 武 男 (信州大)
- 三 雲 次 郎 (山梨大)
- 久 米 又 三 (お茶の水大)
- 福 田 敬 太 郎 (神 戸 大)
- 本 田 弘 人 (熊 本 大)
- 野 村 武 衛 (三 重 大)
- 香 川 冬 夫 (愛 媛 大)
- 市 川 禎 治 (山 口 大)
- 今 中 次 麿 (佐 賀 大)

渡辺 万次郎 (秋田大)

○ 関口 勲 (山形大)

加茂 儀一 (小樽商大)

樋口 盛一 (岩手大)

石橋 雅義 (金沢大)

○ 大山 義年 (東工大)

後藤 清 (和歌山大)

### 第一常置委員会小委員会

前記○印のほか、第一常置委員会専門委員の左の三氏が小委員会に加わる (委員長 平沢興)

相良 惟一 (京大教授)

久保 正幡 (東大教授)

雄川 一郎 (東大教授)

(3) 大学管理運営改善協議会は文部省大学学術局所管の委員会であつて、大学の管理運営の改善に資するため、問題点の検討と実態調査を行なうことをその任務とする。

協議会委員 会長 日 高 第四郎 (国際キリスト教大教授)

副会長 佐々木 吉郎 (明大総長)

阿 部 義 謙 (電気通信大事務局長)

嘉 治 隆 一 (朝日新聞社友)

黒 川 利 雄 (東北大学長)

高 坂 正 顕 (東京学芸大学長)

須 川 義 弘 (元名古屋大事務局長)

関 口 勲 (山形大学長)

田 中 二 郎 (東大教授)

永 井 雄 三 郎 (東京都立大学長)

永田 菊四郎 (日大総長)

早野 雅三 (東大助教授)

松坂 佐一 (名古屋大学長)

村上 俊亮 (青山学院大教授)

(4) 大学基準協会とは国公立大学を構成員とする財団法人であつて、「内外の大学に関する調査研究を行ない、我国における大学の質的向上を図るとともに、大学教育の国際協力に貢献すること」を目的とする。一定の水準以上の大学五一校がその維持会員であり、一四一校は賛助会員となつている。大学設置審議会委員の推薦、その他、文部省等の求めに応じ、または自ら進んで意見の発表を行なうことをもその任務とする。同協会に対する東大の代表者は安藤良雄教授であるが、協会内に設けられている「大学制度研究委員会」には吉識雅夫教授と安藤教授が参加している。

## 二 基本的問題

### (1) 大学管理と大学の自治

大学管理の改革がどのような理由に基づいて主張されているかをまず明らかにし、ついでそこに含まれている問題点について述べる。

(イ) 管理制度を改めようとするものは、つぎのような理由から、国立大学においても、一般の行政機関と同じように、文部大臣→学長→学部長(部局長)の系統で管理を貫くべきであると主張している。

(a) 戦後、大学の数が非常にふえ、その目的や性格が変つたこと。

(b) 現在多くの大学では、その管理がまちまちであるから、これに適正な基準を与える必要があること。

(c) 国費で設立運営されている国立の大学については、もう少し文部大臣の監督の権限が認め

られてしかるべきであること。

(四) 多くの大学の慣行におけるように、教授会の自治を中心とし、評議会において全学的な統一調整を行なうべしとする立場をとるものは、つぎのような考え方に立脚している。

大学の目的は、専門的な高度の学問の研究とその成果の教授にある。大学の自治は、この目的を達するために必要な制度として、長い経験に基づき、やがて社会の支持をえるとともに、政府の承認をもかちとつて、慣行として確立したものである。そして、このことは憲法の保障する学問の自由の精神に適合するものであり、法律もまたそのことの確認のうえに立つてい

る。

大学自治の原則が尊重されなければならないのは、主としてつぎの二つの理由による。第一に、学問の研究と教授は、つねに学問的真理に忠実な立場でおこなわれなければならない、学問以外の権威や権力、とくに政治的権力によつて制約されてはならないからである。第二に、こ

んにちの学問は高度かつ精密に発達しているので、それを大学においていかなる方法で研究し

教授するかは、それぞれの専門の研究者が最もよく判断しうるからである。しばしば、外部からみれば、学問の研究がいたずらに無用の努力を積み重ねているようにみえたり、ときには時々の政治的ないし社会的要求にそわない結論がだされるようにみえたりすることもあるが、そのことが学問研究の不可欠のステップであるかどうか、またそれが学問的真理に忠実なものであるかどうかは、専門の研究者の判断にまつのがもつとも適当である。

大学自治の原則は、このような理由に基づいて尊重されるべきものであるが、この原則はより具体的には、教授会が大学の管理運営についての基本的機関であることを基調として実現されるものである。学問の研究とその教授とは、大学教員の真理と良心とにたいする忠誠ならびに深い専門的判断によつて遂行さるべきもので、相互に対等の立場に立ちながら合意によつて研究とその教授に最善の体制をととのえていく自律的な規制の機関が教授会である。大学における行政的事務についても、それが研究と教育とに実質的に関係するものである以上、教授会が責任をもつのは、当然のことといわなければならない。

大学の自治、研究の自由、および教授会に関する以上のような根本精神から、つぎのような具体的主張がなされている。

(a) こんにちの大学においてもその目的の中核が学問の研究とその教授にあることは変らな  
い。

(b) 大学の管理運営は、他の行政官庁におけるそれとは異なり、文部大臣→学長→学部長(部  
局長)→教員の系統で管理が行なわれるべきものではない。

(c) 学長、学部長(部局長) および教員の人事は天下りのものであつてはならない。文部大  
臣に任命権があるからといって、文部大臣に当然に拒否権をも認めることにはならず、大学  
の人事が自治的に行なわれるべきことは、大学の人事行政に内在する合理的要求である。

(2) いわゆる法制化の問題

大学管理改革の問題は、現在の法制に欠陥があり、整備の必要があるのではないかという形で  
提起されている。

(イ) 大学管理の法制を整備するため立法の必要があると主張するものはつぎのような点を指摘する。

(a) 現在、大学の管理運営については法規の明文を欠くもの、あるいはその趣旨の明確でないものがある。たとえば、学長選考の具体的方法については規定がないし、その権限も「校務を掌り所属職員を統督する」としていただいである。大学管理が円滑に行なわれていない例があるのも、一部はこのような法制上の欠陥に基づく。

(b) 現在、大学管理に関する法規は、いくつかの法律・省令に別々に規定されており、これを統一的な法典にすることが望ましい。

(c) 現行の法令のなかには暫定的で将来の立法を予想したものがあるが（たとえば教育公務員特例法、国立大学の評議会に関する暫定措置に関する規則）、これらは恒久的な法律にする必要がある。

(ロ) これに対して、立法化、とくに早急な立法化は適当でないとする意見は、つぎのような理由

を述べる。

(a) 現在でも大学管理の大綱はすでにある程度成文で規定されており、また、大学管理制度はおよそ法規では規律できない性質のものであるとはいえない。そして現在の法制が必ずしも万全でないことも認めなければならぬ。しかし、この問題は、大学の自治、およびこれに由来する大学行政の特色との関連において検討する必要がある。

大学の行政事務は、直接間接に研究と教育とに關係する面が多いから、大学自治の趣旨に基づき基本的には教授会・評議会の意志にしたがつて行なわれなければならない。他方、行政事務の性質上、学長・学部長が適宜判断して処理しなければ、能率的な運営を行ないにくい面もある。しかし、その限界、すなわち、どのような事項を教授会・評議会が決定し、いかなる事項を学長・学部長が決めることにしたほうがいいのか、かならずしも一律に明確なかたちで定めることはむずかしい。各大学の規模、伝統などの違いにしたがつて、異なつた標準がとられたとしても、不当とはいえないし、むしろそれが好ましい場合さえある。それ

だけでなく、一応学長・学部長の権限に属するとされた場合でも、学長・学部長が専断的にその権限を行使することは必ずしも妥当でなく、教授会・評議会の意向を確かめる手続きをとり、その意思を尊重することが重要である。教授会も機械的にその意思を決定するべきではなく、全体としての大学の自治が円滑に行なわれるように弾力的な態度をとらなければならぬ。大学の行政には、このような特色があるため、一律に具体的な規制をすることは困難であり、大綱だけを規定するにしても、多かれ少なかれ漠然とした規定にならざるをえない。

(b) 他方、大学の各機関の権限をあまり一律に形式的に規定すると、円滑な運営が妨げられ、かえって権限の乱用をまねくおそれさえある。たとえば学長・学部長の権限事項を具体的に規定すると学長・学部長はその権限を専断的に行使するおそれが生ずる。また教授会・評議會を瑣末な事項についてまでの議決機関とすると、すべての事項がそこで審議されるようになり、能率的な運営が妨げられることにもなる。

(c) たしかに、現在管理運営が妥当に行なわれていない事例があることは否定できないが、法律で規定しても、どの程度に運用上の欠陥を是正できるか疑問であり、是正できるものがあるとしても、その反面の弊害を考えると、妥当な処置とはいいがたい。運用上の欠陥をなおしていくには、むしろ、教員各自の自戒を促がすとともに、各大学が連帯して健全な慣行を育成しうるような適切な方法を講じることが妥当と思われる。

(3) いわゆる大学差別化の問題

管理体制の強化、法制の整備は、すべての大学に関して必要だというわけではないが、戦後に設立された大学あるいは大学院のない大学については別個に考えなければならぬという議論がある。

(イ) 右のような主張をするものはつぎのように述べる。

(a) 現在大学の管理運営が妥当に行なわれていないいくつかの例が伝えられているが、それはほとんど新しく設けられた大学である。

(b) いわゆる新制の大学は戦前の大学とことなり、「社会制度」としての性格が強くなつており、社会の側からある規制を受けるのは当然である。

(ロ) これに対して、管理制度に関して大学に差別を設けるべきでないという意見はつぎのような理由を述べる。

(a) たしかに戦後新たに設けられた大学では、学内の意志の疎通が十分でなかつた場合があり、また、自治の経験の豊かでない人たちがいたことも否定できない。しかし問題にされているような事例はきわめて例外的な場合なのであつて、大部分の新しい大学では、ほぼ円滑な運営がなされている。他方、古くからある大学にも運営上の問題がないといえないのであつて、おおむね支障なく運営されているのは、長い間の経験の蓄積と慣行の確立とによるところが大きい。新たに設けられた大学にも、かすに時をもつてすれば、同じたうな慣行が確立され、円滑な運営がなされるようになることが期待できる。

(b) 戦後に設けられたいわゆる新制大学も、「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、

### 三 個々の問題

深く専門の学芸を教授研究する」ものであつて、小学校や中学校のように、単に「教育を施す」ことを目的とするものではなく、いわゆる大学院大学だけが主な学術研究の機関だといふわけではない。現在のところ、新しく設けられた大学のなかには、人的物的な施設が十分でないところもある。これに対してどういふ対策を講じたがいかは一つの問題である。しかしこの大学の編成の問題と、大学管理制度とは別個の問題であつて、両者を混同しないようにしなければならない。

#### (1) 教員・学部長・学長の選考と任命

(イ) 教員の選考 教員の選考については、学部長が教員選考委員を設けるなどの方法で教員適格者を選び、教授会に諮つて候補者を学長に推薦し、学長は学部長から推薦のあつた者を著しく不適當と認めたときは評議会に諮つて学部再選出を求めるようにすべきだといふ考えが

ある。

しかし、教員の選考が教授会の議に基づいてなされることは大学自治の根幹をなすものである。

(ロ) 学部長の選考 学部長の選考については、教授会が適格者を選定し、学部長はこれを学長に推薦するが、学長は学部長から推薦のあつた者を著しく不適當と認めたときは評議会に諮つて学部再選出を求めようにするべきだという考えがある。

しかし、学部長の選考は現行制度で十分と思われる。問題は選出を行なう教授会の構成であるが、このことは後にのべる。教授会による選出の手續きは各大学の内規にゆづるのが適當であらう。

(ハ) 学長の選考 学長の選考については、評議會で複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて教授が投票を行ない、その結果に基づいて評議會が学長候補者を決めるという考えがある。

しかし、学長選考の具体的手続きは各大学の内規にゆだねるのが適当であろう。学長選挙権者の範囲は、各大学によつて区々であり、研究・教育の責任を負わないものを含めている例があるが、この点についても早急に劃一的規定を設けることには問題がある。学長選挙権者の範囲は、基本的には大学自治の精神に従つて定められるべきことである。

(二) 教員・学部長・学長の任命（いわゆる拒否権について）

(a) 教員・学部長および学長は文部大臣によつて任命されるが、文部大臣がこれを著しく不適当とみとめたときは、文部大臣は中央機関の議を経て大学に再選考を求めうとする（文部大臣の拒否権）のが適当だという考えがある。その理由とするところは、つぎのとおりである。

- (I) 形式的任命権では文部大臣は責任を負えず、任命権には当然拒否権が含まれている。
- (II) 学内対立などのために、教員・学部長・学長に適任者をえられず、または人事がとどこおる例があり、これを打開するのに必要である。

(Ⅲ) 非常且つ例外的な事態に具え、拒否権を制度化するとともに、その濫用を抑制する措置を講ずべきである。

(b) これに対し、文部大臣の拒否権を否認する者はつぎのように主張する。

(I) かつて文部大臣が実質的任命権を行使した例もあつたが、大学自治の要請による多年の慣行により、その任命権は形式的なものとなり、このことは社会によつて承認されるとともに、法律もまたそのことの確認のうえに立つているといえる。

大学教員の選考は研究と教授の見地からなされるべきであるから、その限りでは文部大臣が責任を負うべき筋合のものではない。この点において大学の管理は一般行政官庁の管理とは性質を異にする。

(Ⅱ) 大学の管理運営が円滑にいかない少数の例があるからといって、立法によつてこれを矯正することは困難である。文部大臣が大学の再選考を求めても、かえつて、これによつて無益のまさつを起こし、大学の正常な機能を阻害する。文部大臣に拒否権をみとめること

は、政治的判断の介入ならびに党派的任命が行なわれ易く、大学の自治を危うくする。

(Ⅲ) 非常かつ例外的な場合に非常かつ例外的な措置をとることが必ずしも違法視されない場合

もありうるが、そのような措置をとりうることを制度上の権限と考えるべきではない。

もしそのように非常かつ例外的な措置をとりうることを制度化するときは、その乱用を招く危険がある。

## (2) 機関の構成と権限

### (イ) 教授会

現行法では教授会は「重要な事項を審議する」ことになっており審議事項の範囲がはつきりしていないため、あらゆる事項を教授会にかける傾向があるといふので、審議事項を列挙し、その内容も研究と教育とに限定し、行政事務は教授会の審議事項から除外しようといふ考えがある。

しかし、前に述べたように大学の行政は直接間接、研究と教育とに関係しているので、これ

をすべて教授会の審議事項から除外するのは妥当でない。現行法のように「重要な事項」とし、何が重要な事項であるかは、教授会が自主的に判断していく方が適當である。教授会が教授のみで構成されるか、または助教授、常勤講師をも加えうるかは、審議事項とも関連する問題であるから、法令で一律に規定するのは適當でない。

(ロ) 学部長

学部長の権限については現行法に規定がないので、明文の規定を設けよという考えがある。そして学部長は学部の執行責任者であるとされる。

しかし、その趣旨が教授会の審議事項を限定し、それ以外の事項は学部長が専断的に行なうことができるというのであれば不当である。他方、学部長を単に教授会の議決を執行するだけの機関だとするのも適當でない。

(ハ) 評議会

文部省令は評議会を学長の諮問機関としている。また、中教審の原案等でもこれを諮問機

関としてのみ運用するという考え方をとつている。

しかし、現在の慣行では全学に関する重要な事項に関しては評議会は議決機関として運用されている例が多い。このような運用の実際は尊重されなければならない。

## (二) 学 長

学長は「最高責任者」であることを明らかにする必要があるという主張がある。

しかし、右の主張が評議会を諮問機関とすることを前提とし、普通の行政官庁の長と同じような意味において、学長を人事と研究・教育の最高責任者とする趣旨であるならば、前述の大学自治の見地からみて不当である。

## (三) 副学長

中教審の原案では必要な大学に副学長のような学長補佐機関を設けるべきだとしている。

しかし、副学長の制度を設けることは、学長の責任の所在を不明確にし、また、自治の経験の浅い大学では派閥闘争をもたらす危険がなくはない。学長の仕事の負担を減らす方法は別に

考えられる。

以上の問題点の叙述においては、研究所及びその教員についていちいちとくに触れることをしなかつたが、原則として、研究所は学部、研究所長は学部長に、研究所の教員は学部の教員に準じて考えていると解されたい。

(3) 中央機関

大学管理を強化すべしという提案のなかに、中央機関の新設が述べられている。すなわち、文部省に中央審議会を付置し、文部大臣が、大学にたいする監督権を行使するにあつて、これに諮問するものとしている。

中央機関を必要とする理由は、大別して二つの点に求められると思う。第一は、大学も「社会制度」である以上、大学にたいして社会や世論の側からなされる要望をこの機関に反映しようという趣旨であり、第二は、文部大臣が大学教員の任命に関して拒否権を行使する場合に、その乱用を防止する役割を演じるというのである。

しかし、この二つの理由には少なからぬ疑点がある。

第一の理由については、大学は「社会制度」の一つであるにしても、その本来の機能からいつて特殊な社会制度である以上、一般の行政機関に設けられるような審議会を通じて世論を聴くことは必ずしも適當とはいえない。大学の社会的責任の中心は学問の研究と教育の成果を通じて果さるべきものであり、そのため、大学は不偏不党の態度と専門的な判断に基づいて、常に自由な立場から広く世論に耳を傾けるべきである。したがって、もし、この種の審議会がどうしても必要だというならば、むしろ、国立大学の連絡の役を行なう国立大学協会のごとき自主的機関に設けるべきであろう。その人選にあつても、国立大学が独自の立場から単に大学の教員だけでなく、学問・教育にすぐれた識見を有する人を広い分野から迎えることも考えられる。

つぎに、第二の点については、すでに述べたように、文部大臣の拒否権そのものが大学の自治や目的から見て、とうてい納得できないものである。かりに、拒否権をみとめる立場に立つて、その乱用をこの種の機関によつて防止できるかどうかを考えてみるに、もし、中央審議会の委員

が総理大臣または文部大臣の選択によるとされるならば、この種の抑止的役割は期待できない。

また、審議会が政府または文部大臣から完全に独立して、文部大臣を拘束するような性格の機関になるならば、文部大臣が責任を負いうる体制ということは、ほとんど成立しないであろう。しかし、いずれにせよ、中央機関が個々の大学の人事に介入しうるような権限をもつことは、大学自治の見地からみると、重大な問題を含んでいるといわなければならない。

I 教員の任命

(別表の1)

	現行制度	中教審	改善協	学術会議
1. 教員				
(イ) 選考	教授会の議に基づき 学長が選考, 文部大臣が任命 (教公特法 4.10, 25)	学部長が教員選考委員を設け, 適格者を選び教授会に諮つて候補者を学長に推せん, 学長は文部大臣に申出, 文部大臣が任命		
(ロ) 拒否権	規定はない	学長が候補者をいちじるしく不相当と認めるときは学部に対し再選出を求めうる 文部大臣が候補者をいちじるしく不相当と認めるときは中央機関に諮つて大学に再選考を求めうる		
2. 学部長				
(イ) 選考	教授会の議に基づき 学長が選考 (教公特法 4, 25)	教授会が選定し学長に推せん		教授会の議に基づき 学長が選考
(ロ) 拒否権	規定はない	学長・文部大臣は拒否権を持つ		
3. 学長				
(イ) 選考	協議会が選考, 学長の申出により文部大臣が任命 (教公特法 4, 25)	評議会が複数の適格者を選び学内で投票を行ない文部大臣に申出る	多数意見によれば選挙制が最も妥当	学内者の選挙に基づいて大学管理機関が選考
(ロ) 選挙権者	教授だけ 7 助教授まで 3 常勤講師まで 51 助手まで 2 事務職員も 4 代議員で 5	教授にかぎる	原則として教授, 大学の事情により助教授・常勤講師を加えることができる	自主的にきめる
(ハ) 拒否権	規定はない	いちじるしく不適任のときは, 文部大臣は中央機関に諮つた上で大学に再選考を求めうる	少数意見として文部大臣が中央機関に諮つた上で再選考を求め案が主張されたが多数は反対	法制化するべきでない

Ⅱ 機関の構成と権限

(別表の2)

	現 行 制 度	中 教 審	改 善 協	学 術 会 議
1. 教授会 (イ) 権 限  (ロ) 構 成	「重要な事項を審議する」 学校教育法 59 I  「教授会の組織には助教授その他の職員を加えることができる」 学校教育法 59 II	教育研究の計画、学生の教育指導および学業評価 学部長、教員の選考、学位称号に関する事項について審議  教授のみで構成、とくに必要と認めるときは評議会に諮つて助教授専任講師を加えることができる	諮問、参与、議決の複合的な性格  教授で構成するのが原則、教授だけで不十分な場合助教授専任講師を加えることができる	管理運営に関する重要事項についての議決機関
2. 学部長 権 限	「各学部の長は学部長とする」 国立大学設置法施行規則 3	学部の執行責任者教授会の主宰者、学長に協力	教授会の議長、学部の管理運営の総括的な責任者、学長の補佐	
3. 評議会 (イ) 権 限  (ロ) 構 成	学長の諮問に応じて大学の運営に関する重要事項を審議する(省令) なお教公特法 25 条参照  学長・学部長・各学部教授2名ないし5名、附属研究所の長(省令)	大学運営上の重要事項を審議する機関  学長、学部長、各学部教授若干名、その他の重要な部局の長	諮問、参与、議決の複合的な性格をもつ	全学的事項についての意思決定機関
4. 学 長	校務を掌り所属職員を統督する 学校教育法 58 III	管理運営の最高責任者	管理運営の総括的な責任者	
5. 副学長	規定がない	必要な大学には学長の補佐機関として副学長を設ける		